

平成 27 年 12 月 18 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 岩井 秀一

委員会審査報告書

総務委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により報告いたします。

記

第 88 号議案 古賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく個人番号の利用について条例で定めるに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

1. 議案の主旨、意図は次のとおり。
 - 1) 地方公共団体は、法定事務以外の社会保障・税・災害に関する事務であって、条例で定めるものについては、独自利用事務としてマイナンバーを利用することが可能となること。（独自利用事務）
 - 2) 一つの事務を処理するために入手した特定個人情報を、庁内で行う他の事務を処理するために利用する場合は、番号法第 9 条第 2 項に基づき条例の制定が必要となること。（庁内連携）
2. 委員より、個人情報の漏洩という点について不安があるがとの問いに、どの職員がその事務で利用したのかがわかるようなシステムで特定個人情報の保護を図る。またシステム改修に従事する委託者等に関しても、安全管理規程を設け、職員と同等の安全管理義務を負うとのこと。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。